

令和6年度以降の協議会の在り方に関する 横浜市との検討会の設置について

当協議会は、横浜市地球温暖化対策実行計画において、市民・事業者等との連携体制を組んでいく主体として位置付けられており、期待される役割を果たしていくためには、現在の協議会の形態や体制等を充実・強化させる必要があります。令和4年度は「横浜市と協議会のより良い連携について検討・模索」する年として取組を進めてまいりましたが、令和5年度は更に発展させ、令和6年度以降の協議会の在り方に関する検討会の設置を提案いたします。

【検討会の開催について】

① 検討時期

令和5年6月～8月 月2回程度

② 検討内容

普及啓発の取組強化に向けた令和6年度以降の運営体制構築について

③ 検討会の構成

- ・横浜市温暖化対策統括本部
- ・横浜市地球温暖化対策協議会
協議会からの検討会メンバー
会長、副会長、監査役、事務局長、幹事若干名
- ・議題に応じ、全国センター、市内関連団体、学識経験者を加える

横浜市地球温暖化対策実行計画（令和5年1月）

第5章 推進体制及び進捗管理

1 計画の推進体制 （2）様々な主体との連携体制

市民・事業者等との連携体制として、地球温暖化対策推進協議会や地球温暖化対策事業者協議会等の枠組みを活用するなど、国などの動きも踏まえ、各主体と連携して取り組みます。また、先進的な脱炭素化に向けた技術や知見、取組の共有、普及啓発等を目的に、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）、横浜スマートビジネス協議会（YSBA）等の様々なネットワークを活用し、地球温暖化対策に取り組みます。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第 38 条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

(以下略)

(地球温暖化対策地域協議会)

第 40 条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。